

## スキャナ保存制度への対応

日本公認会計士協会は、平成 28 年 12 月 26 日付で『スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点』（IT 委員会研究報告第 50 号、以下研究報告）を公表しています。

スキャナ保存制度については、平成 28 年税制改正において見直しが行われ、一定の条件緩和（契約書・領収書等の金額基準の廃止による対象範囲の拡大、スマートフォン等によるスキャナ保存、適正事務処理要件の一部緩和等）が行われています。

上記の研究報告はあくまで監査上の留意点ですが、監査を受ける会社側に与える影響もあると考えられますので、今回はその概要をご紹介します。

スキャナ保存制度は、監査における①業務プロセスにおける内部統制の有効性の評価の局面のほか、②監査証拠の質（証明力）に影響を及ぼすとされており、監査人はスキャナ保存手続に関する内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を必要に応じて評価することが挙げられています。

①の業務プロセスにおける内部統制の有効性の評価の局面では、重要な業務処理に関するプロセスにおいてスキャナ保存手続が採用されている場合、スキャナ保存手続に関する全般統制及び業務処理統制について理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価することとなります。

②の監査証拠の質（証明力）では、スキャナ保存された会計記録は、例外はあるものの、一般的には紙媒体の原本による会計記録よりも監査証拠としての証明力が弱くなるため、監査証拠としての証明力は上記のスキャナ保存手続に関する内部統制の有効性に依存することとなります。

また、不正リスクの検討として、スキャナ保存を導入している企業が、所有する土地の売買契約書など、まれにしか発生しない取引の契約書も含めてスキャナ保存しているような場合には、監査人は内部統制の無効化などの不正リスクに留意することが挙げられています。

これは、金額が多額で発生頻度の低い取引は、経営者層からのトップダウンで取引が行われることが多く、内部統制が機能しづらいことや、金額が多額の取引であれば、対外的な証明力の観点から、原本を破棄することはないと考えられ、スキャニング以前に改ざんが行われるリスクが想定されるためとされています。

これらを踏まえて、監査人は、原本保管する必要性のある書類及びその期間の検討や、被監査会社の内部統制の検討、文書管理規程等の改訂の検討につき、被監査会社と事前に十分協議することが適切とされています。

以上